

公益財団法人全日本剣道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の組織運営、及び剣道の普及振興等に関わる全ての関係者が、全剣連が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、全剣連の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、全剣連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、顧問等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに全剣連の主催する大会・行事等の関係者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- （1）評議員とは定款第14条に規定する評議員をいう。
- （2）役員とは定款第28条に規定する理事及び監事をいう。
- （3）顧問等とは、定款第46条に規定する顧問、相談役、同第47条に規定する審議員、同48条に規定する参与、同第50条に規定する名誉役員をいう。
- （4）委員会委員とは定款第45条に規定する専門委員会並びに同57条に規定する綱紀委員会の委員長及び委員をいう。
- （5）職員とは定款第65条に規定する事務局職員をいう。
- （6）全剣連の主催する大会・行事等の関係者とは、全剣連が主催する大会、審査会、講習会・研修会等の審判員、審査員、講師及び大会等の運営にかかわる者並びに監督・コーチ、選手、各種行事参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 全剣連の役職員等及び関係者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び関係者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、剣道の精神を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 役職員等及び関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役職員等及び関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役職員等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、全剣連会計規則及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役職員等及び関係者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、全剣連の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6 役職員等及び関係者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び関係者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び関係者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、綱紀委員会規則にしたがって会長による厳正処分等を行う。ただし、職員の処分は、全剣連就業規則による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。

2 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。